

地域金融力の強化に関する検討について

(地域金融力の強化に関するワーキンググループ(仮称)の設置について)

金融審議会総会
令和7年6月25日

地域経済を支える「地域金融力」の強化にむけて

- 趨勢的な人口減少・高齢化の中で地域が持続的に発展していくため、「地域金融」には、有望なプロジェクトへの資金供給（投融資）にとどまらず、
 - 地域事業者へのM & A支援
 - 地域に必要な事業・人材の呼び込み
 - 地域企業のDX支援
 - 地域資源を活用した付加価値創出や地域課題の解決
 - 経営に課題のある事業者の経営改善支援
 - ファンド投資を通じた地域企業への貢献
 - 地域企業の海外進出支援
- 等を通じて、**地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）の更なる発揮が求められており、政府としてこれを強力に推進する必要。**
- その際には、こうした「地域金融力」の担い手として期待される地域金融機関やその他の主体が、**持続可能性を確保しつつ、その役割を十分に発揮できるための環境整備**もあわせて進める必要。具体的には、金融機能強化のための資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充などを検討していく。
- ⇒ **関連施策をパッケージ化した「地域金融力強化プラン」を年内に策定し、強力に推進。**

(参考) 関連する閣議決定文書

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画の2025年改訂版（抄）（2025年6月13日閣議決定）

VIII. 地方経済の高度化

2. 企業資金の地方への呼び込み

企業資金の地方への呼び込みや地域金融力の強化等を通じ、全国各地での地方経済の高度化を推進する。

⑥地域金融力の強化

地域外からの企業の投資の呼び込みも含めて、地域金融機関による融資にとどまらない金融仲介機能の発揮の後押しを監督指針等により促進し、こうした幅広い金融仲介機能の発揮のために地域金融機関自体の経営基盤を強化（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）していく。そのため、地域金融関連施策をパッケージ化して「地域金融力強化プラン」を年内に策定し、強力に推進していく。

地方創生2.0基本構想（抄）（2025年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

(2) 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～

②人材の「新結合」：多様な主体の連携による地域の支援体制の構築とイノベティブな人材の呼び込み

i. 地域経済の更なる成長に向けた地域金融力の強化

地域経済の更なる成長に向け、地域金融が地域の多様なステークホルダーと連携しつつ、融資にとどまらない多様な金融仲介機能を発揮することが重要であり、今後、地方創生2.0に向けた地域金融力を強化するため、地域の事業者に対する経営改善・事業再生等の支援や事業性融資の推進を含めた地域金融機関による地方創生の取組の後押しとともに地域金融機関自身の経営基盤強化・（資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保策を含む資本参加制度や資金交付制度の延長・拡充等の検討）を柱とする地域金融力強化プランを策定し、推進する。

背景

- 趨勢的な人口減少その他の環境変化の中で地域が持続的に発展していくため、地域金融には有望なプロジェクトへの資金供給（投融資）にとどまらず、幅広い金融仲介機能（地域事業者のM&A支援、地域に必要な事業・人材の呼び込み、経営に課題のある事業者の経営改善支援、ファンド等を通じた地域企業への貢献等）を発揮して、地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）の更なる発揮が求められている。
- 地域金融力の担い手として期待される地域金融機関等が、その役割を十分に発揮できるための環境整備を進める必要。

主な検討課題

1. 地域金融力の発揮

- 趨勢的な人口減少やその他の環境変化の中で、地域経済の更なる活性化に向けた地域金融のあり方や地域金融力を推進していくための方策（地域活性化の取組の促進と好事例の普遍化等）について検討する。

2. 地域金融機関の経営基盤強化

- 2026年3月末に申請期限を迎える資金交付制度や資本参加制度の期限延長・拡充を検討する。資本参加制度については、大規模災害時等における特例制度の要否を検討する。
- 最近の地域金融機関の不祥事案を踏まえて、資本参加先の地域金融機関の適切な経営管理と業務運営をいかに確保していくかについて検討する。

3. その他（地域金融機関の財務の健全性や当局におけるモニタリング態勢のあり方）

- 地域金融機関の財務面の健全性を確保して継続的に金融仲介機能を発揮させるための対応のあり方を検討する。
- 中小地域金融機関等の実態等を踏まえた監督・モニタリング対応のあり方を検討する。

(参考) 金融機能強化法の概要及び活用実績について

項目	申請期間	制度の概要	実績（件数／金額） ※令和7年3月末時点
資本参加制度 （本則）	平成16年8月～ 令和8年3月31日	地域における経済の活性化が図られるよう、国が金融機関の株式の引受けを行う。主務大臣は、提出された経営強化計画を審査し資本参加の決定を行う。 ＜経営強化計画に記載の主な内容及び審査基準＞ イ) 計画期間（3年） ロ) 収益性や効率性の目標、責任ある経営体制の確立、地域経済の活性化に資する方策の数値目標 ハ) 返済期限（15年）	24件／ 約4,675億円
資本参加制度 （コロナ特例）	令和2年8月～ 令和8年3月31日	新型コロナウイルス感染症対応として、以下の特例を設ける。 ＜経営強化計画に記載の主な内容及び審査基準＞ ※ <u>下線が主な変更点</u> イ) 計画期間（3年→ <u>5年</u> ） ロ) <u>収益性や効率性の目標、責任ある経営体制の確立、地域経済の活性化に資する方策の数値目標をいずれも求めない</u> ハ) 返済期限（15年→ <u>なし</u> ）	3件／ 約416億円
資本参加制度 （震災特例）	平成23年7月～ 平成29年3月31日 （申請期間終了）	東日本大震災対応として、以下の特例を設ける。 ＜経営強化計画に記載の主な内容＞ 上記コロナ特例と同様	6件／ 約1,320億円
資本参加制度 （震災特例中の協金特例）	平成23年7月～ 平成29年3月31日 （申請期間終了）	東日本大震災対応として、震災により将来の見通しが困難な協同組織金融機関に関し、国と中央機関が共同で資本参加（優先出資）する枠組みを設ける。	6件／ 約990億円
資金交付制度	令和3年7月～ 令和8年3月31日	組織再編に伴うシステム費用・店舗統廃合費用などについて、総額の1/3（30億円が上限）を預金保険機構の剰余金から交付。	7件／ 約150億円